

議案第47号資料

鶴ヶ島市地域包括支援センターに係る包括的支援事業を実施するための職員等に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数 <u>(介護保険運営審議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項及び第4項において同じ。)は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、介護保険運営審議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員及び当該職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及び当該職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険運営審議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u></p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険運営審議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u></p>

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
<p>4 前3項に規定するもののほか、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合において、当該担当する区域の実情に応じて市長が必要と認めるときは、当該地域包括支援センターは、第1項各号に掲げる職員に加えて、その職務に従事する職員を置かなければならない。</p>		<p>3 前2項に規定するもののほか、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合において、当該担当する区域の実情に応じて市長が必要と認めるときは、当該地域包括支援センターは、第1項各号に掲げる職員に加えて、その職務に従事する職員を置かなければならない。</p>	